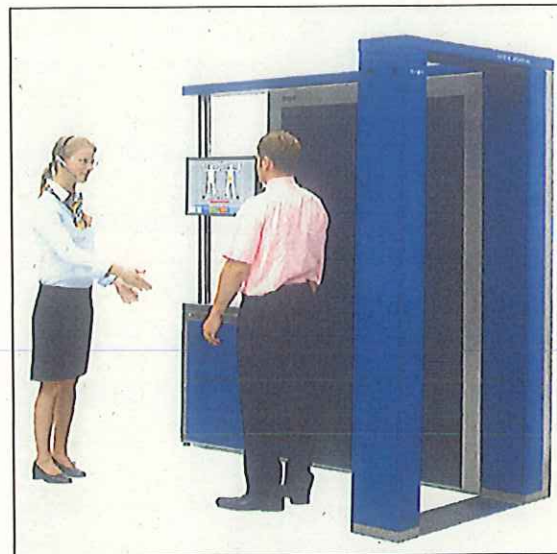


ボディスキャナーの概要

- 旅客の保安検査において、金属や非金属等の異物の存在を検知できる検査機器です。
- 国際ルールで金属探知器、接触検査以外の検査方法としてボディスキャナーが認められています。
- 現在、市販されているボディスキャナーは、数秒で全身にわたって異物等を検出することができる効果的かつ効率的な保安検査機器であり、欧米を中心に世界各国において積極的に導入又は導入が計画されています。

【ボディスキャナーの例】



＜検査方法の例＞

- ①上着等を脱いで機器に入る ⇒ ②決められたポーズで静止(数秒) ⇒ ③検査員がスキャンボタンを押す ⇒ ④検査員が結果を確認(異物が検知された場合、検知部の検査を実施)

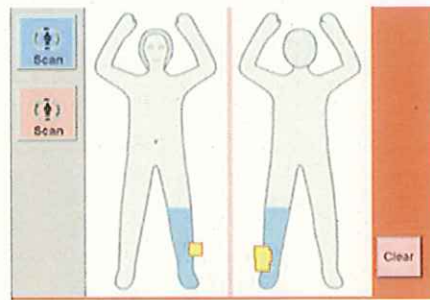
(検査機器の種類によって、お客様自身にその場で回っていただくなど、多少異なる場合があります。)

先進的なボディスキャナーの特長

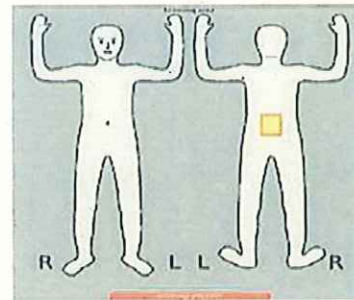
従来のボディスキャナーからの改良点

○ プライバシーの保護に関して

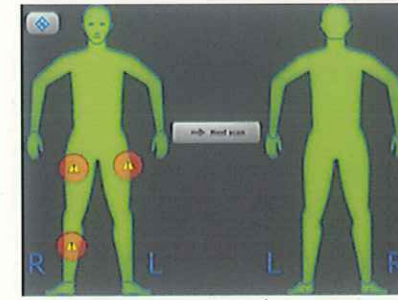
検討対象としている先進的なボディスキャナーは、いずれも**人の形をした絵の中に**検査結果が自動表示されます。また、データはその都度自動消去されることから、プライバシー保護に十分配慮されています。



【L3社】



【Smiths社】



【Rohde&Schwarz社】

○ 健康への影響に関して

検討対象としている先進的なボディスキャナーは、すべて「**ミリ波**」と呼ばれる**電波**を照射するタイプであり、その反射電波を受信することで異物検知を行うものです。この電波は、レントゲンなどに用いられる**X線等の放射線と異なり**、照射されても遺伝子を傷つける作用はありません。

照射する**電波の強さも、「電波防護指針※」の基準値**(人体に好ましくない影響(熱作用等)を及ぼすことがない電波の強さを示したもの)**を下回る極めて微弱な電波(電界強度は携帯電話の数百分の1~1万分の1程度)**です。

※ 情報通信審議会答申による「電波防護指針」は、国際的なガイドラインと同等のものであり、世界保健機構(WHO)が「国際的なガイドラインを下回る強さの電波によって健康に悪影響を及ぼすという確固たる証拠は認められない」との見解を発表しています。

この見解は、子どもや妊娠中の方も含まれるものです。

電波の安全性に関する情報は、総務省がパンフレットを配布していますので、ご参照ください。

http://www.tele.soumu.go.jp/resource/i/ele/body/emf_pamphlet.pdf

なお、車いすをご利用のお客様、医療機器(ペースメーカーなど)等をご利用のお客様は、保安検査場の検査員にご相談ください。